



2019年12月 5日
第65号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



働く私たちがしっかき勤務時間についてチェックし 声をあげないと過労死・職場環境悪化は繰り返される!

当時電通の新入社員だった高橋まつりさんが自殺し労災認定されたニュースは世間に衝撃を与えました。

2度と同じ悲しみを繰り返してはならないと誰もが思ったはずですが、残念ながらまた労働基準法・労働安全衛生法違反が発生しています。



電通では安全衛生委員会で経営側委員が半数以上を占め、経営側の意見が通りやすい状況になっていたことも、違法残業が発生した要因の1つです。

安全衛生委員会で労働側の委員を選出し、働く側の意見をしっかりとすることが職場環境を改善するためにとっても重要なのです。

過半数代表選出で働く側の意見を言える代表を選出しよう!

困ったことや疑問に思ったことは分会・支部・地本へ相談してください!

2019年(令和元年)12月5日(木)

電通、また違法残業

有罪確定後も是正勧告

記事... 2019年12月5日(木) 朝日新聞紙面より

広告大手、電通の東京本社(東京都港区)が、労働基準法と労働安全衛生法に違反したとして三田労働基準監督署(東京)から9月に是正勧告を受けていたことが分かった。社員の違法残業や、残業時間の上限を定める労使協定(36(サブロク)協定)の違法な延長などを指摘された。法人としての電通は、違法残業を防ぐ措置を怠った労基法違反の罪で2017年に有罪判決が確定したが、ずさんな労務管理が続いていたことになる。

関係者によると、是正勧告は9月4日付。労基法違反が2件、安衛法違反が1件で、いずれも18年中の法令違反が対象だった。

電通は18年、残業時間の上限を原則として月45時間、事前申請すれば月75時間、業務をさせていた。

上限を月75時間に延長するために必要な事前申請をせずに、違法に延長したケースも6回認められた。さらに、社員の安全や健康を確保するために設ける安全衛生委員会の運営に際し、最低1人を委員とすることが義務づけられている産業医を入れていなかった。半数を労働側委員にしなければならぬ規定にも違反。経営側委員が半数以上を占め、経営側の意見が通りやすい状況になっていた。

電通は朝日新聞の取材に対し、「是正勧告を受けた

ことは事実。事務手続き上の問題は、システム対応により速やかに解決を図った。(安全衛生委員会)法令にのっとった形式での委員選任を再度実施した。19年度は現時点までに36協定違反は発生していない」(広報)などと回答した。

電通では10・15年、社員に違法残業をさせたとして本社が相次いで是正勧告を受けた。労組加入者が従業員の半数を超えていなかったため、15年10・12月に本社の36協定が「無効」と認定されたこともあった。

15年12月には新入社員だった高橋まつりさん(当時24)が自殺し、16年9月に労災が認められた。法人としての電通が労基法違反容疑で書類送検され、17年1月に石井直社長(当時)が引責辞任。17年10月に罰金50万円の有罪判決が確定した。

(千葉卓朗、編集委員 沢路毅彦)